

## 受講対象者であることの証明について

受講対象者の区分		証明の方法
教育職員・教育の職	公立学校(園)	校長(園長)の証明 ※校長(園長)の場合は教育委員会
	国立学校(園)	校長(園長)の証明 ※校長(園長)の場合は法人の長
	私立学校(園)	校長(園長)の証明 ※校長(園長)の場合は法人の長
	共同調理場に勤務する学校栄養職員	場長の証明 ※場長本人の場合は教育委員長
	指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の市道等に関する事務に従事している者	任命権者(所属長)の証明
	国・地方公共団体の職員等で、上記の者に準ずる者として免許管理者が定める者	任命権者又は雇用者(所属長)の証明
	その他、文部科学大臣が定める者	その者の任命権者・雇用者の証明
教員採用内定者・教員採用内定者に準ずる者	教員採用内定者	任用又は雇用予定者の者 (県、市町村教育委員会教育長等)の証明
	教員勤務経験者	任用又は雇用していた者の証明 退職した学校(園)の長の証明
	認定こども園及び認可保育園の保育士	園(所)または当該施設の設置者の証明
	幼稚園と同一の設置者が設置する認可外保育施設に勤務する保育士	当該施設の設置者の証明
	教育職員となることが見込まれる者(臨時任用リスト搭載者等)	任用又は雇用する可能性がある者の証明